

中央卸売市場法改正に關する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十一年二月二十八日

青山正一

参議院議長河井彌八殿

中央卸売市場法改正に関する再質問主意書

昭和三十一年二月十一日附を以て提出した中央卸売市場法改正に関する質問主意書に對して同月二十一日附の答弁書を受領したが、政府の答弁は何れも抽象的であり、殆んど具体的の方針を明らかにせられていないことは、まことに遺憾である。そこで、更に次の諸点につき重ねて政府の見解を求める次第である。

一、中央卸売市場法の施行は勿論、一般食品の流通部門に関しては、殆んど施設の見るべきものなく、僅かに最近に至り専管の一課を設けたとはいえ、その内容貧弱に過ぎ有名無実である。充分な予算の裏づけある行政機構の強化を図るべきではないか。

二、中央及び地方に、審議会を設けて、特定の都市に於ける市場に関する重要事項、例えば卸売人、仲買人の員数の決定等については、これに諮問し、市場の運営の公正を期すべきではあるまいか。

三、特定の都市に於ける市場の高度の公共性にかんがみ、当然、国は強力な助成を与えるべきであると考えるのであるが、これに対して政府は財政的措置を講ずる用意があるかどうか。